

違反対象物の公表制度について

◆公表制度とは？

近年、宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や、社会福祉施設などにおいて、多くの死傷者を伴う火災が全国で発生しています。そこで、このような建物のうち、消防設備の重大な違反のある建物に関する情報を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に関する認識を高め、火災被害の軽減を図ることを目的とするものです。

消防機関が検査にて重大な消防法令違反を確認した場合、**その建物の所在地、違反内容等**を公表する『**違反対象物の公表制度**』の運用を当管内では**平成30年4月1日**より開始します。



◆公表の対象となる建物

消防法令上「特定防火対象物」として規定されている対象物で、不特定多数の方が利用する次の建物が該当します。

特定防火対象物とは？



項 別	用 途
① 1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
② 2	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
③ 3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
④ 4	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
⑤ 5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
⑥ 6	イ 病院、診療所又は助産所
	ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設等
	ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
⑦ 9	イ 公共浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
⑧ 16	イ 複合用途対象物のうち、その一部が表1の①から⑦に該当する用途に供されるもの
⑨ 16の2	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場

◆公表の対象となる違反

消防法令により建物の規模や用途に応じて設置が義務付けられている「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」が設置されていない重大な消防法令違反が対象です。



◆違反公表の手続き

消防機関が立入検査を実施し、上記の違反を確認して関係者に通知します。その後、**30日**を経過しても違反が是正されていない場合に公表します。なお、公表は違反の是正が確認されるまで継続されます。

◆公表の内容と方法

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容 ④公表日 ⑤その他必要事項

上記の内容について、直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部ホームページで掲載致します。

◆建物関係者の方々へ

公表制度に該当する違反対象物は、無届の増築・接続工事やテナントが入替わる用途変更によるものがほとんどです。このような変更を検討される場合は、消防署へ相談してください。



【問合せ先】

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部予防課指導係

☎0949-32-1131